

令和6年度

境港市特別職報酬等審議会 資料



令和7年（2025年）2月12日

境港市

目 次

	ページ
◆令和6年度 境港市特別職報酬等審議会委員名簿	1
◆境港市特別職報酬等審議会条例	2
◆【試算】議員の手取り額	3
◆議員報酬の改定額について	4
◆答申案	5

令和6年度 境港市特別職報酬等審議会委員名簿

(五十音順・敬称略)

氏名	所属・役職等	備考
あだち みつえ 足立 光枝	境港市女性団体連絡協議会 会長	
いつぐ あさみ 井次 浅美	境港市農業委員会 委員	
えじり としみ 江尻 敏美	境港水産振興協会 代表理事	会長職務代理者
ほった しゅう 堀田 收	境港商工会議所 会頭	会長
みやもと つよし 宮本 剛志	公募委員	
やまだ てつお 山田 哲男	境港市自治連合会 会長	
やまだ ゆうすけ 山田 裕介	境港金融会 会長	

改正

昭和48年10月1日条例第16号
平成20年9月19日条例第29号

境港市特別職報酬等審議会条例

(設置)

第1条 市長の諮問に応じ、議員報酬等の額について審議するため、境港市特別職報酬等審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 市長は、議会の議員の議員報酬の額並びに市長の給料の額に関する条例を議会に提出しようとするときは、あらかじめ、当該議員報酬等の額について審議会の意見を聴くものとする。

(委員)

第3条 審議会は、委員7人をもって組織し、その委員は境港市の区域内の公共的団体等の代表者その他住民のうちから必要の都度、市長が任命する。

2 委員は、当該諮問に係る審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会長)

第4条 審議会に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指定する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、総務課において処理する。

(雑則)

第7条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和48年10月1日条例第16号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成20年9月19日条例第29号）

この条例は、公布の日から施行する。

【試算】議員の手取り額

設定：1世帯4人（世帯主（議員専業かつ議員報酬以外の収入なし）45歳、妻1人（無職）45歳、子ども2人（中学生：14歳、小学生：12歳））

個人で入る生命保険等は考慮せず

●議員報酬の手取り額（本市では毎月の議員報酬からは住民税と源泉所得税のみ引き去り）

役職	報酬月額 (円)	毎月の議員報酬から引き去り		手取り額 (円)
		住民税 (円)	源泉所得税 (円)	
議員	385,200	23,900	12,050	349,250

●国民健康保険税、国民年金保険料の試算

国民健康保険税 (年額：円)	国民年金保険料 (年額：円)
770,700	407,520

※国民健康保険税は年8期払い（1期あたり約97,000円）、国民年金保険料は毎月払い（1月あたり33,960円＝世帯主と妻の2人分）

議員報酬の改定額について

2025.02.12 (水) 差し替え

◆議員報酬改定前

【現行額】・・・A

※支給月数は現行(年3.45月で試算 ※R6.12改正)

役職	現行額							1人あたり 年間支給額 (円)	人数 (人)	年間総支給額 (円)
	報酬月額 (円)	県内4市		山陰12市		近隣類似団体				
		順位	平均との差 (円)	順位	平均との差 (円)	順位	平均との差 (円)			
議長	487,800	4	▲ 58,200	6	12,255	2	76,675	8,209,674	1	8,209,674
副議長	414,000	4	▲ 59,000	6	2,000	2	58,375	6,967,620	1	6,967,620
常任委員会及び議会運営委員会委員長	395,100	1	他3市設定なし	1	30,100	1	45,100	6,649,533	3	19,948,599
常任委員会及び議会運営委員会副委員長	390,600	1	他3市設定なし	1	33,100	1	57,600	6,573,798	3	19,721,394
議員	385,200	4	▲ 53,133	6	1,973	2	57,388	6,482,916	7	45,380,412
			↑ 境港市を除く平均		↑ 境港市を除く平均		↑ 境港市を除く平均		計	100,227,699

◆議員報酬改定額試算

【議会要望額 (独自カット前の額)】・・・B

※支給月数は現行(年3.45月で試算 ※R6.12改正)

役職	議会要望額							1人あたり 年間支給額 (円)	人数 (人)	年間総支給額 (円)
	報酬月額 (円)	県内4市		山陰12市		近隣類似団体				
		順位	平均との差 (円)	順位	平均との差 (円)	順位	平均との差 (円)			
議長	542,000	3	▲ 4,000	5	66,455	1	130,875	9,121,860	1	9,121,860
副議長	460,000	3	▲ 13,000	5	48,000	1	104,375	7,741,800	1	7,741,800
常任委員会及び議会運営委員会委員長	439,000	1	他3市設定なし	1	74,000	1	89,000	7,388,370	3	22,165,110
常任委員会及び議会運営委員会副委員長	434,000	1	他3市設定なし	1	76,500	1	101,000	7,304,220	3	21,912,660
議員	428,000	3	▲ 10,333	5	44,773	1	100,188	7,203,240	7	50,422,680
			↑ 境港市を除く平均		↑ 境港市を除く平均		↑ 境港市を除く平均		計	111,364,110

影響額 (B - A 【要望額 (独自カット前の額) - 現行額】)

役職	報酬月額 (円)	1人あたり 年間支給額 (円)	人数 (人)	年間総支給額 (円)
議長	54,200	912,186	1	912,186
副議長	46,000	774,180	1	774,180
常任委員会及び議会運営委員会委員長	43,900	738,837	3	2,216,511
常任委員会及び議会運営委員会副委員長	43,400	730,422	3	2,191,266
議員	42,800	720,324	7	5,042,268
			計	11,136,411

【現行額 + 議会要望額との差額の半額】・・・C

※支給月数は現行(年3.45月で試算 ※R6.12改正)

役職	改定額 (議会要望額の半分)							1人あたり 年間支給額 (円)	人数 (人)	年間総支給額 (円)
	報酬月額 (円)	県内4市		山陰12市		近隣類似団体				
		順位	平均との差 (円)	順位	平均との差 (円)	順位	平均との差 (円)			
議長	514,900	3	▲ 31,100	5	39,355	1	103,775	8,665,767	1	8,665,767
副議長	437,000	3	▲ 36,000	5	25,000	1	81,375	7,354,710	1	7,354,710
常任委員会及び議会運営委員会委員長	417,100	1	他3市設定なし	1	52,100	1	67,100	7,019,793	3	21,059,379
常任委員会及び議会運営委員会副委員長	412,300	1	他3市設定なし	1	54,800	1	79,300	6,939,009	3	20,817,027
議員	406,600	3	▲ 31,733	5	23,373	1	78,787	6,843,078	7	47,901,546
			↑ 境港市を除く平均		↑ 境港市を除く平均		↑ 境港市を除く平均		計	105,798,429

影響額 (C - A 【現行額 + 議会要望額との差額の半額 - 現行額】)

役職	報酬月額 (円)	1人あたり 年間支給額 (円)	人数 (人)	年間総支給額 (円)
議長	27,100	456,093	1	456,093
副議長	23,000	387,090	1	387,090
常任委員会及び議会運営委員会委員長	22,000	370,260	3	1,110,780
常任委員会及び議会運営委員会副委員長	21,700	365,211	3	1,095,633
議員	21,400	360,162	7	2,521,134
			計	5,570,730

【現行額 + 20,000円】・・・D

※支給月数は現行(年3.45月で試算 ※R6.12改正)

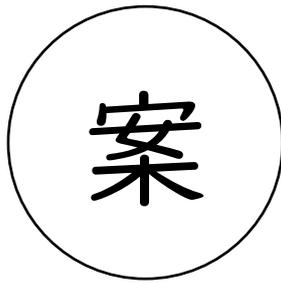
役職	改定額 (現行額 + 20,000円)							1人あたり 年間支給額 (円)	人数 (人)	年間総支給額 (円)
	報酬月額 (円)	県内4市		山陰12市		近隣類似団体				
		順位	平均との差 (円)	順位	平均との差 (円)	順位	平均との差 (円)			
議長	507,800	3	▲ 38,200	5	32,255	1	96,675	8,546,274	1	8,546,274
副議長	434,000	3	▲ 39,000	5	22,000	1	78,375	7,304,220	1	7,304,220
常任委員会及び議会運営委員会委員長	415,100	1	他3市設定なし	1	50,100	1	65,100	6,986,133	3	20,958,399
常任委員会及び議会運営委員会副委員長	410,600	1	他3市設定なし	1	53,100	1	77,600	6,910,398	3	20,731,194
議員	405,200	3	▲ 33,133	5	21,973	1	77,387	6,819,516	7	47,736,612
			↑ 境港市を除く平均		↑ 境港市を除く平均		↑ 境港市を除く平均		計	105,276,699

影響額 (D - A 【現行額 + 20,000円 - 現行額】)

役職	報酬月額 (円)	1人あたり 年間支給額 (円)	人数 (人)	年間総支給額 (円)
議長	20,000	336,600	1	336,600
副議長	20,000	336,600	1	336,600
常任委員会及び議会運営委員会委員長	20,000	336,600	3	1,009,800
常任委員会及び議会運営委員会副委員長	20,000	336,600	3	1,009,800
議員	20,000	336,600	7	2,356,200
			計	5,049,000

令和7年(2025年) 月 日

境港市長 伊達 憲太郎 様



境港市特別職報酬等審議会
会長 堀田 收

議会の議員の議員報酬の額について(答申)

令和6年12月23日付で諮問のあった議会の議員の議員報酬の額について、下記のとおり答申する。

記

1. 答申

(1) 議員報酬の額

境港市議会議員の議員報酬の額について、全ての役職について増額改定を行い、次のとおりとすることが適当である。

役職	現行(円)	改定額(円)	改定率
議長	487,800		
副議長	414,000		
常任委員会委員長 及び 議会運営委員会委員長	395,100		
常任委員会副委員長 及び 議会運営委員会副委員長	390,600		
議員	385,200		

(2) 改定の時期

改定の実施時期については、令和8年4月1日とすることが適当である。

2. 本審議会での審議内容

本審議会は、令和6年12月23日、境港市長より、境港市議会の議長、副議長、常任委員会等の委員長及び副委員長並びに議員の議員報酬の額についての諮問を受け、公平公正な見地に立ち、市民の目線から総合的かつ客観的に適正な議員報酬の額について結論を得るため、委員7名で、2回にわたり慎重に審議を行った。

今回の諮問は、境港市議会より境港市長に対して、議員報酬の額の見直しについて特別職

報酬等審議会を設置して審議を行うよう要望があったことに端を発したものであった。境港市議会からの改定要望額は、平成の大合併の議論において、平成14年に本市が単独存続を選択した中で行財政改革の一助となるよう議会独自で行った報酬カット以降、現在まで据え置いている報酬額を、独自カット前(平成9年1月時点)の額に戻すというものであった。

審議においては、本市職員の給与の改定状況、本市特別職の報酬額の変遷及び現状、議会費が一般財源に占める割合、本市の決算状況、山陰12市及び近隣類似団体との報酬額の比較、消費者物価指数の推移、議員の活動状況や年収試算など、議員報酬の額を検討する上で必要となる情報を基に、まず、議員報酬の額を増額改定することの是非について審議を行った。

委員からは、「増額改定がもたらす市財政面への影響を考慮すべき」、「民間給与に比べ本市議員報酬は高額である」、「議員の働きが見えない中で報酬を上げて、今以上の働きができるのか」などといった意見がある一方で、現在の議員報酬の額は平成9年に定められた額から平成17年に10%カットを行って以来、約20年間据え置かれている点、昨今の社会経済状況、賃金の上昇傾向や物価高騰の状況などを鑑み、議員報酬を増額改定すること自体には賛成することで全員一致した。

次に、増額改定額について、初めに議会からの要望額の通り改定することについて審議を行った。委員からは、「まずは2万円程度上げて、経済状況等が良くなればもう一段階上げる方がよい」、「民間では一度の昇給で4万円上がるということはなかなかない」、「平成31年に議会で行われたアンケートで、魅力がないと言われているが、これは報酬に魅力がないということではなく、議員の活動が見えないから魅力を感じないというふうに思われているのではないか」、「議員の活動がなかなか市民に届いていない現状があり、議員の活動の見える化を進め、市民の納得を得た上で最終的に満額に戻すべき」などといった意見があり、審議の結果、議員報酬は段階的に改定すべきという意見で全員一致した。

次に、今回の答申を行う増額改定額について審議を行った。「議会からの要望額」と、委員からの意見を元に「2段階で元の報酬額に戻す」、「2万円上げる」の3パターンで議員報酬の額の試算を行い、これまでの審議内容を踏まえ、委員間で意見交換を行い、●●●●に改定することが適当であることを審議会として答申することを確認した。

その他、議員報酬の額の改定の時期については、議会からの要望にあった「令和8年4月1日」が適当であることを審議会として答申することを確認した。

3. 附帯意見

<本審議会の審議の中で出た意見・要望>

- ・今回、2段階で平成9年1月当時の議員報酬の額に戻すという意見もあったことから、今後は、社会経済情勢等の変化に応じ、時代に即した報酬等のあり方を審議するため、本審議会は、議員任期4年間の間に1回程度、定期的開催が望ましいと考える。
- ・議会では更なる人口減少社会が予測される中、人材面で先細りになっていくのは目に見えているとの分析をされているが、その対策として、議会において、議員報酬全体を一定枠と捉え、その枠の中で、例えば子育て中の議員には報酬を手厚くするなど、従来の型に捕らわれない、柔軟で有効的な方策を考えられたい。